

制度設計にあたっての論点



特定既存単独処理浄化槽に対する措置

特定既存単独処理浄化槽に対する措置(附則第11条関係)

現状・課題

- 生活排水を垂れ流す単独処理浄化槽は全国で約400万基残存
- 老朽化による破損や漏水等の事例が多く報告(約6,000件)
- そのまま放置をすれば生活排水の垂れ流しのみならず公衆衛生に支障を生じる可能性あり
- 単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換することが喫緊の課題



改正法

- 11条検査結果やその他の情報から判断して、そのまま放置すれば生活環境や公衆衛生上支障が生じるおそれのある緊急性の高い単独処理浄化槽(「特定既存単独処理浄化槽」)について、都道府県知事が除却等の助言、指導、命令等を行うことができることを規定(附則第11条)

検討事項

- 特定既存単独処理浄化槽の対象範囲
 - ・ 浄化槽の外形的状況(漏水、破損、変形等の程度)
 - ・ 浄化槽の種類や性能条件(部品等の劣化状況、種類に応じた放流水質等の状況)
 - ・ 浄化槽の周辺状況(近接家屋状況、地下水の利用状況、悪臭発生状況)
- 特定既存単独処理浄化槽を把握するための根拠となる情報
 - ・ 指定検査機関による11条検査の都道府県への報告
 - ・ 保守点検業者、清掃業者への報告徴収等の情報に基づく立入検査
 - ・ 近隣住民からの苦情等の情報に基づく立入検査

特定既存単独処理浄化槽の対象範囲

論点

特定既存単独処理浄化槽の対象範囲をどのように設定すべきか。

特定既存単独処理浄化槽の概念

既存単独処理浄化槽であって、11条検査報告その他の情報から判断して、そのまま放置すれば生活環境の保全※及び公衆衛生上重大な支障を生じるおそれのある状態にあると認められるもの。

※ 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、生活環境(人間が生活を行っていく上での環境に加えて人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む)の保全を図ることをいう。

特定既存単独処理浄化槽の対象範囲

- 漏水・破損・変形等により交換が必要なものは対象とすべきか
- 浄化槽の内部の機材や部品の劣化や損傷により、汚水が正常に処理できない場合は、処理不十分な汚水がそのまま放流されたり、土壌に浸透したり、悪臭の被害が生ずるおそれがあることから対象とすべきか。
- 単独処理浄化槽の中でも性能の良くない処理方式（全ばっき方式、腐敗槽等）において、管理の状態が悪く汚水を正常に処理できない場合は、処理不十分な汚水がそのまま放流されたり、土壌に浸透したり、悪臭の被害が生ずるおそれがあることから対象とすべきか。
- 地方公共団体の職員が特定既存単独処理浄化槽の判断や必要な措置を行うための判定基準（チェックシート等）が必要か。

特定既存単独処理浄化槽の判定基準のイメージ案

特定既存単独処理浄化槽の概念

既存単独処理浄化槽であって、11条検査報告その他の情報から判断して、そのまま放置すれば生活環境の保全※及び公衆衛生上重大な支障を生じるおそれのある状態にあると認められるもの。

浄化槽の現状のチェック項目

- ①水平、浮上、沈下の状況
- ②破損、変形の状況
- ③嵩上げの状況
- ④浄化槽周辺利用の状況
- ⑤処理対象外の流入の有無
- ⑥接触材、ろ材、担体の状況
- ⑦ばっ気装置の状況
- ⑧逆洗装置・洗浄装置の状況
- ⑨消毒設備の状況
- ⑩越流せきの状況
- ⑪隔壁、仕切板、移流管の状況
- ⑫内部設備の状況
- ⑬送風機の設置状況 など

生活環境への影響

- ①水路等身近な水環境の悪化
- ②土壌への浸透（地下水への影響）
- ③近隣への悪臭 など

「浄化槽の現状のチェック項目」と「生活環境への影響」を総合的に判定し、特定既存単独処理浄化槽の判定・措置の判断ができるチェックシートを作成すべきではないか。

特定既存単独処理浄化槽を把握するための根拠となる情報

論点

どのような情報から特定既存単独処理浄化槽を把握するのか。

11条検査の受検率（留意事項）

- 11条検査結果を通じて特定既存単独処理浄化槽の把握が可能ではないか。
⇒しかしながら、単独処理浄化槽の11条検査受検率は全国平均25.0%（5%未満は9府県）と非常に低い状況
- 11条検査受検率向上について取組むことが第一であるが、検査未受検者についても特定既存単独処理浄化槽を把握・必要な措置をとれるよう、根拠となる情報および行政の職権について整理が必要ではないか。

特定既存単独処理浄化槽の把握について

- 指定検査機関による11条検査の都道府県への報告により把握して、対象となり得る浄化槽の立入検査を行い把握すべきか
- 11条検査未受検者については、浄化槽の設置情報（設置年、処理方式等）の洗い出し、協議会を通じた保守点検業者や清掃業者への情報提供依頼（報告徴収制度の活用も）、近隣住民からの苦情通報の情報等から、対象となり得る浄化槽を特定し、その浄化槽の立入検査を行い把握すべきか

<参考：浄化槽法>（報告徴収、立入検査等）

第五十三条 当該行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、次に掲げる者に、その管理する浄化槽の保守点検若しくは浄化槽の清掃又は業務に関し報告させることができる。

（略）

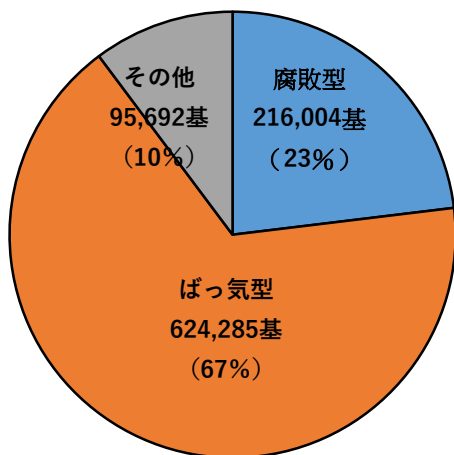
四 浄化槽清掃業者

五 第十条第三項の規定により委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者又は浄化槽管理士

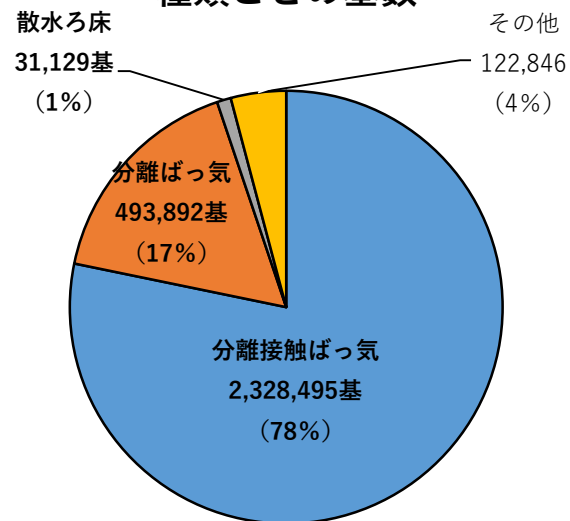
2 当該行政庁は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所若しくは事業場又は浄化槽のある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

【参考】 単独処理浄化槽の種類毎の基数

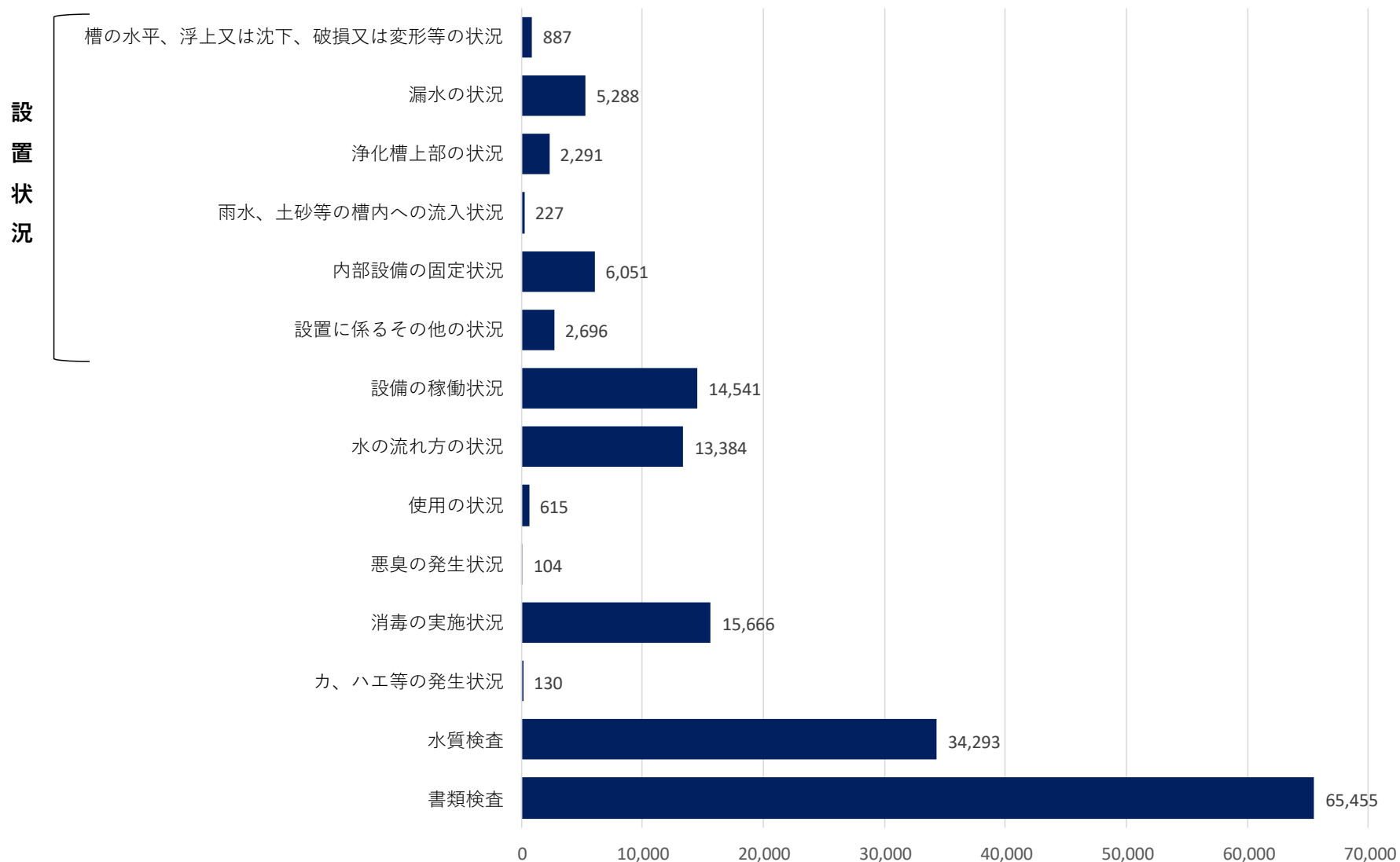
単独処理浄化槽の旧構造基準
種類ごとの基数



単独処理浄化槽の新構造基準
種類ごとの基数



【参考】単独処理浄化槽の11条検査の不適合結果の主な内容とその件数



浄化槽処理促進区域

浄化槽処理促進区域の指定(第12条の4関係)

現状・課題

- 平成26年1月に、国土交通省、農林水産省、環境省の関係3省で、污水处理施設に関する都道府県構想策定のためのマニュアルを策定
- 今後10年程度を目標に污水处理未普及地域が解消するよう取り組んでいるところ



改正法

- 自然的・経済的・社会的諸条件からみて浄化槽による汚水の適正な処理を特に促進する必要があると認められる区域を「浄化槽処理促進区域」として市町村が指定することができることと規定(第12条の4第1項)
- 浄化槽処理促進区域を指定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議(第12条の4第2項)
- 区域を指定をしたときは、その旨を公告(第12条の4第3項)

浄化槽処理促進区域の考え方

- 都道府県構想において都道府県が定める浄化槽整備区域に該当する地域を、まずは浄化槽処理促進区域として設定すべきではないか
- 浄化槽処理促進区域の指定にあたっては、都道府県構想や、生活排水処理計画等と整合を図る必要があるのではないか
- 浄化槽処理促進区域においては、市町村設置型浄化槽若しくは個人設置型浄化槽による事業を市町村が選択して浄化槽の整備を積極的に進めるべきではないか

留意事項

法律の施行後に、公共浄化槽(現在の市町村設置型浄化槽事業)による浄化槽設置や集落排水事業の新規実施・拡張を行う場合は、市町村はあらかじめその浄化槽設置等を行うエリアを含めて事業実施地域を浄化槽処理促進区域として区域指定するよう促す必要がある。

浄化槽処理促進区域の概念図

都道府県構想に基づく浄化槽整備区域

浄化槽処理促進区域(追加)

自然的・経済的・社会的諸条件からみて、浄化槽(集落排水を含む)による処理を特に促進する必要があると認められる区域

既存の市町村設置型事業

必要に応じて任意で区域を指定
※指定区域内の既存浄化槽(市町村設置型)は公共浄化槽とみなす

公共浄化槽(市町村設置型)
若しくは個人設置型
いずれも整備が可能

既存の集落排水事業

必要に応じて任意で区域を指定
※指定区域内の既存集落排水施設は公共浄化槽とみなす

集落排水施設を
公共浄化槽として
整備できる区域

都道府県構想に基づく集落排水処理区域

※ 集落排水施設は、従来から浄化槽法における浄化槽として事業を行っている

都道府県構想に基づく下水道計画区域

下水道法に基づく 下水道予定処理区域

※法律で明確に除外

下水道法に基づく 処理区域

※ 斜線部は下水道全体計画における下水道予定区域

区域設定の境界

※「区域設定の境界」は都道府県構想と整合するよう
に自然的・経済的・社会的観点から市町村が設定 11

公共淨化槽制度

公共浄化槽(第12条の5～第12条の17関係)

現状・課題

- 今後10年程度を目標に汚水処理未普及地域が解消するよう取り組んでいるところ（市町村設置型浄化槽整備事業は176市町村、集落排水事業は891市町村で5,004事業実施）
- 循環交付金の交付においては、共同浄化槽や、PFI等の民間活用を行うもの、公営企業会計の導入により持続的な経営に取り組む市町村に対して重点的に支援実施



改正法

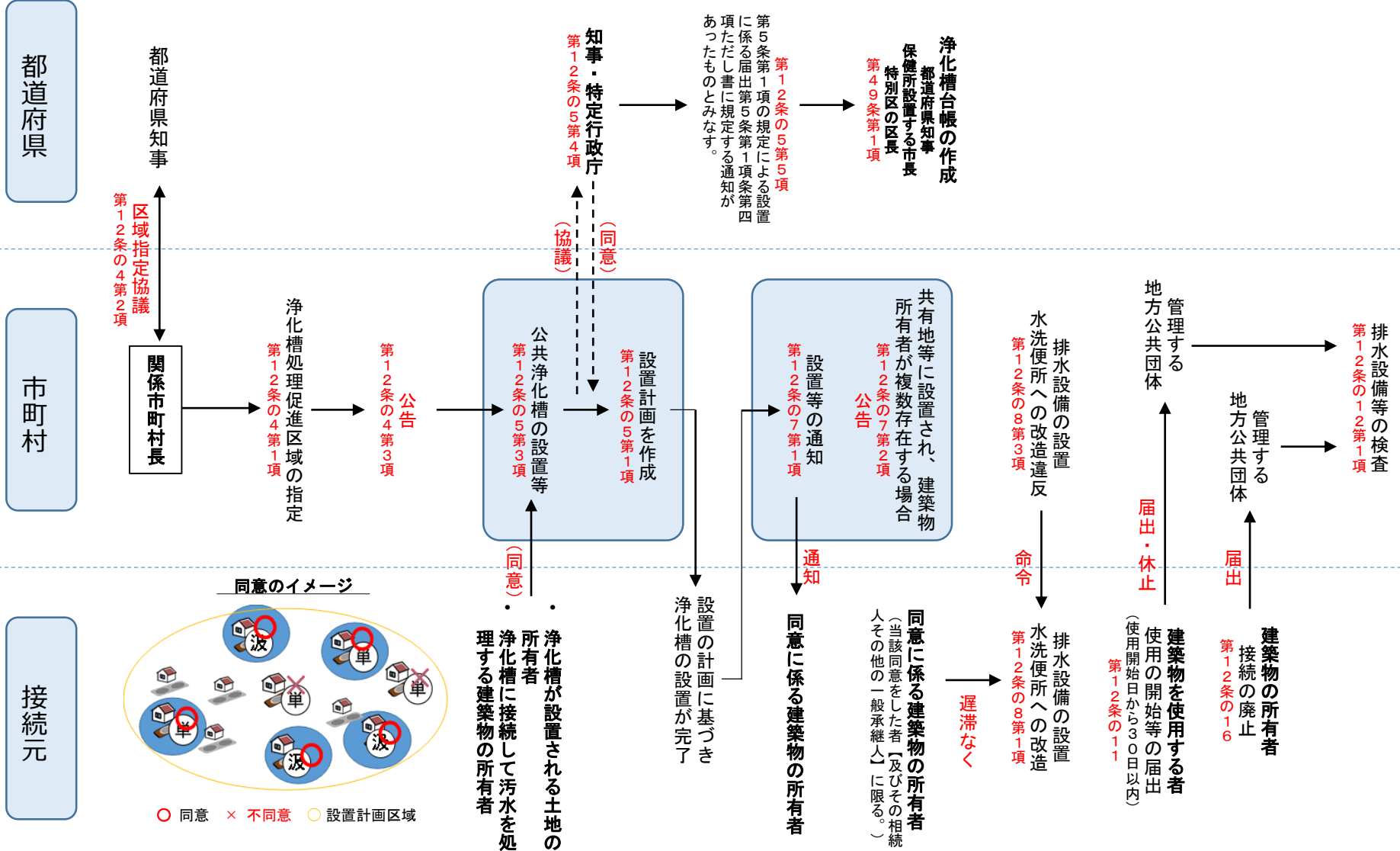
- 浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽のうち、設置計画に基づき設置された浄化槽であって市町村が管理するもの及び既設の私有の浄化槽について市町村が管理することとした浄化槽を公共浄化槽と定義（第2条第1項）
- 設置計画を作成しようとするときは、あらかじめ浄化槽を設置することについて、浄化槽が設置される土地の所有者及び当該浄化槽で汚水を処理させる建築物の所有者の同意を得なければならないこととし、同意をした建築物の所有者等に対して排水設備の設置やくみ取り便所の水洗化に関する義務付け等を規定（第12条の5～第12条の17関係）

検討事項

既存の浄化槽法の設置手続きや他の公共施設の手続きや考え方を参考に以下の事項について、内容の検討を行う。

- 設置計画において定めるべき事項（設置届との関係、各戸設置と共同設置型）
- 設置計画を定める際の土地及び建築物の所有者等の同意手続き（書面）
- 都道府県知事や特定行政庁の協議手続き（添付書類）
- 既設の私有の浄化槽について市町村が自ら管理する場合の同意・承認手続き
- 接続の廃止の手続き 等

【参考】公共浄化槽フロー



【参考】 法第5条に基づく設置届と建築確認申請項目

NO	項目	法第5条設置届の項目	建築確認申請項目に該当	
1	設置届	設置場所の地名地番	○	
2		浄化槽の種類	○	
3		処理の対象(①単独②合併)		
4		建築物用途及び延べ面積	○	
5		処理対象人員及び算定根拠	○	
6		処理能力	日平均汚水量(m ³ /日)	
			生物化学的酸素要求量の除去率(%)	
			放流水の生物化学的酸素要求量(mg/L)	
7		放流先又は放流方法	○	
8		浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	○	
9		着工予定年月日	○	
10		使用開始予定年月日		
11		付近の見取図	○	
12		その他特記すべき事項	○	
13		構造図(大臣認定浄化槽以外)	○	
14	仕様書(大臣認定浄化槽以外)	○		
15	処理工程図(大臣認定浄化槽以外)	○		

浄化槽の使用の休止制度

浄化槽の使用の休止及び義務の免除(第11条の2)

現状・課題

- 平成30年3月現在、休止届を条例や規則で設定している都道府県数は16、市町村数は335である
- 浄化槽を休止するにあたっての清掃の実施や休止後の浄化槽法の維持管理に関する法律の適用の明確化が課題
- 浄化槽台帳システムの導入と併せて、休止届の制度の導入により、浄化槽の管理の指導についてよりきめ細かく対応可能



改正法

- 浄化槽管理者が清掃をして、その使用の休止を都道府県知事に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除できる規定を追加（第10条第1項、第11条第1項、第11条の2第1項）
- 浄化槽の使用の再開についても届出を規定（第11条の2第2項）

検討事項

- 休止の定義（電気や水道の利用状況、家屋の賃貸人の変更・売却に関連する使用休止の取扱い、休止期間等）
- 休止前、再開後の維持管理の扱い（清掃・保守点検の方法、実施時期）
- 届出事項、届出の代行の扱い

浄化槽の使用の休止・再開に関する論点

論点

休止の定義、休止前、再開後の維持管理の取扱、届出事項はどのように設定すべきか。

<休止に関する事項>

- 法定検査・保守点検・清掃を免除できる「休止期間」を具体的に設定すべきか。
- 休止期間を設定する場合、一定期間使用しない場合として一年以上を目安とすべきか。一方、家屋の売却等、休止期間が事前に把握できないものについては、休止期間に関わらず、休止扱いとすべきか。
- 休止の要件として「電気、水道等の休止」等とする必要があるか。
- 休止前の清掃（汚泥の引き抜き、水張り等）は、どのように考えるべきか。
- 休止前の保守点検（消毒剤の抜き取り等）は、どのように考えるべきか。

<再開に関する事項>

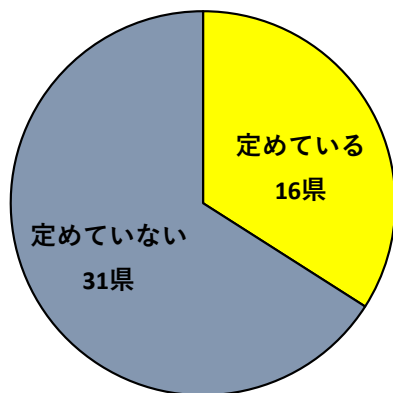
- 再開に際して、保守点検（消毒剤の添加等）はどのように考えるべきか。

<使用・再開共通事項>

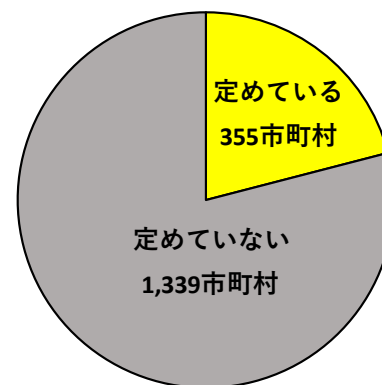
- 届出は浄化槽管理者以外にも、保守点検業者や清掃業者が代行できるようにすべきか。
- 届出事項はどのようにすべきか（保守点検や清掃の実施日・業者名等の記載も必要か）。

【参考】地方公共団体における休止手続きの実施状況

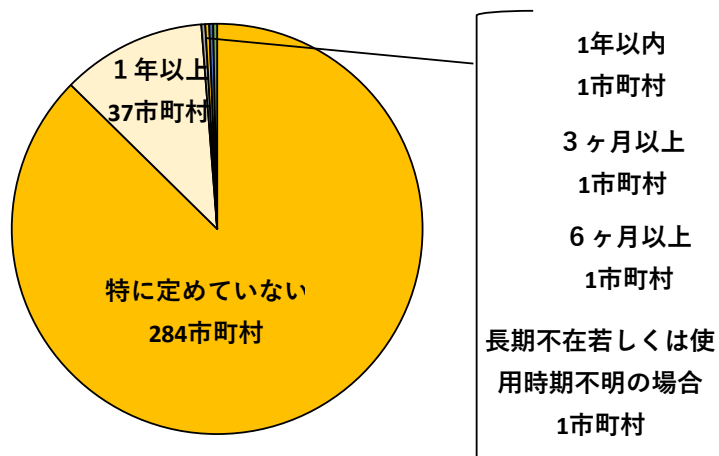
都道府県が休止手続を定めているか



市町村数が休止手続を定めているか



休止の届け出等を提出させる場合の使用しない期間の基準



浄化槽台帳の整備

浄化槽台帳の整備(第49条関係)

現状・課題

- 11条検査の受検率は約40%と非常に低い状況
- 浄化槽の適正管理を図るためには、行政、検査機関や保守点検業者・清掃業者等が把握する情報も併せて一元的に把握することがのぞましい
- 浄化槽設置に関する情報や維持管理の実施状況について正確に把握を行うことで、単独処理浄化槽の転換も含めた浄化槽整備、定期検査の受検の指導等を行うことが可能



改正法

- 都道府県知事・保健所設置市長に対し、浄化槽に関する台帳の作成および保管を義務化（第49条第1項）
＜台帳に記載すべき事項（法律で規定された事項）＞
 - ・ 浄化槽の所在・地番、浄化槽管理者の氏名又は名称
 - ・ 7条検査、11条検査の実施状況
 - ・ その他環境省令で定める事項
- 都道府県知事は、浄化槽台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対し、浄化槽に関する情報の提供を求めることができる旨を規定（第49条第2項）

検討事項

- 台帳に記載すべき事項
- 行政と関係機関との情報のやりとりの扱い
 - ・ 報告を求める相手（指定検査機関、保守点検業者、清掃業者、市町村（浄化槽・下水道等）、建築主事）とその内容
 - ・ 検査機関等外部組織が台帳整備を行政から委託を受けて行う場合の個人情報の取扱い
- 無届浄化槽、すでに存在しない浄化槽、使用されていない浄化槽の扱い
- 法施行後も含めた段階的な浄化槽台帳の整備・改修の考え方

浄化槽台帳整備に関する論点

論点

台帳に記載する事項をどのようにすべきか。

<記載事項>

- 省令への記載事項は、設置届や休止届の届出情報、法定検査や保守点検・清掃に関する情報のうち、最低限必要な事項とすべきか。
- 保守点検や清掃については、それぞれの実施状況を省令への記載事項として、保守点検や清掃の実施の有無を記載することとしてはどうか。
- 省令で定めた事項以外にも、地方公共団体の政策目的に応じて、より質の高い浄化槽台帳の整備をすることは推奨されるべきものであることから、省令で定めた事項以外にも独自に項目を追加することは差し支えないことを明らかにすべきか。

留意事項

- 法改正の趣旨からすると、設置の情報のみならず管理の情報も統合して、行政による指導のもとで浄化槽の管理の向上を目指すことが必要であるため、法定検査、保守点検、清掃の情報も収集して、統合できる台帳の整備を目指していくことになる。
- 保守点検や清掃の情報に関して、法律では保守点検業者及び清掃業者に報告を義務づけることまでは規定されておらず、情報提供を求める規定や協議会を活用して、任意に協力を求めることとされている。

浄化槽台帳整備に関する論点

論点

台帳の質の向上や手続きの明確化をどのように行うべきか

<手続き>

- 正確性の担保に向け、年に一回台帳更新に努めることを規定すべきか。
- 浄化槽台帳の整備・管理や受検勧奨について指定検査機関に委託して行うことができることや当該組織に台帳の情報を提供若しくは共有することも可能となるように規定すべきか。

<質の向上>

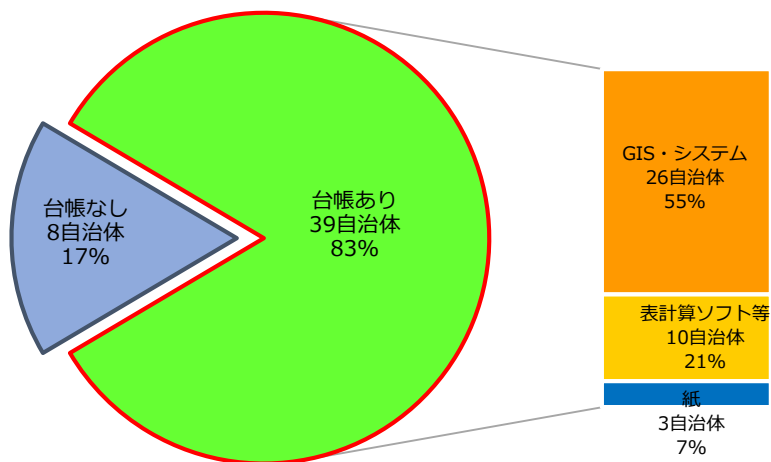
- 管理者不明の空き家について、浄化槽台帳上の記載については、法定の休廃止手続きがとられていない場合においても、休廃止に準じた扱いとすることを可能なるよう周知すべきか。
- 浄化槽台帳整備にあたり、関係機関からの情報収集体制の整備や管理情報も含めた台帳のシステム化については一定期間を要することから、段階的な移行（例えば、3年を目途に段階的整備）に努めるよう周知すべきか。

留意事項

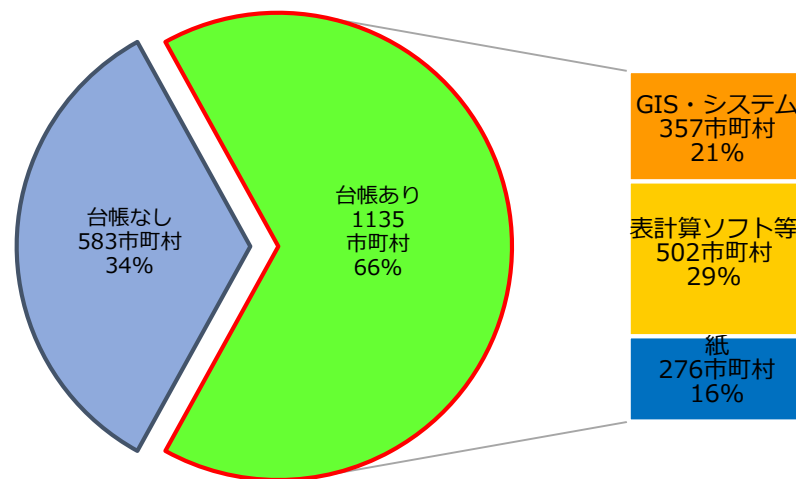
- 個人情報保護法において、地方公共団体が保有する個人情報について、利用及び提供の制限に関する適用除外の条件として、「法令等に定めがある場合」とされている。
- 個人情報を第三者に提供する際には、あらかじめ本人の同意を得て提供する必要があるが、「法令に基づく提供」は本人同意は不要である。

【参考】台帳の整備状況

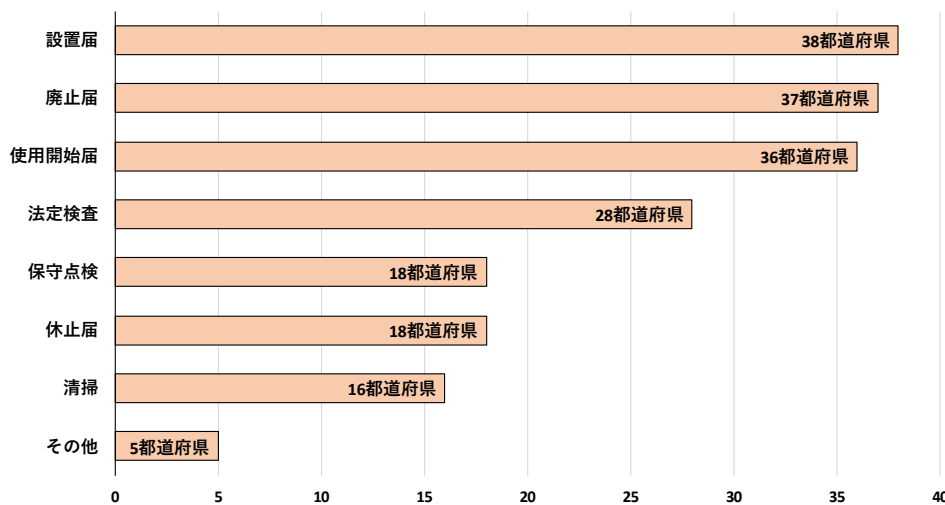
都道府県の台帳整備の状況



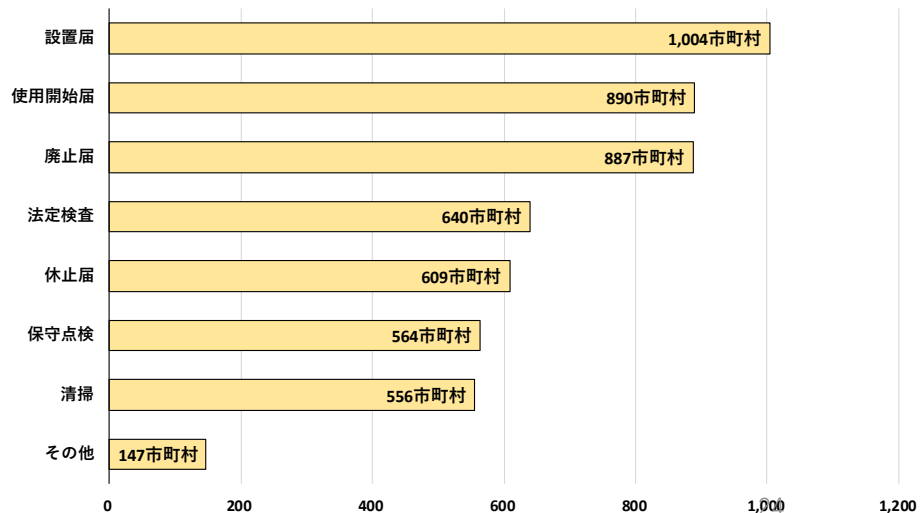
市町村の台帳整備の状況



都道府県が台帳で管理している項目



市町村が台帳で管理している項目



浄化槽台帳に求められる行政目的

- ① 未管理浄化槽に対する指導
- ② 苦情や問合せに対する対応
- ③ 法定検査受検促進と不適正浄化槽への改善指導
- ④ 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換促進
- ⑤ 関係官公庁へ提出する統計情報の整理

NO	項目	各管理項目	行政目的					NO	項目	各管理項目	行政目的				
			①	②	③	④	⑤				①	②	③	④	⑤
1	浄化槽特定	浄化槽ID(浄化槽番号)	-	-	-	-	-	18	設置届出書	建築物延べ床面積(m2)					
2		自治体独自の浄化槽番号	-	-	-	-	-	19		処理対象人員		○			○
3		指定検査機関独自の浄化槽番号	-	-	-	-	-	20		日平均汚水量(m3/日)		○			
4		浄化槽所在地の位置情報	-	-	-	-	-	21		BOD除去率(%)		○		○	○
5		浄化槽製造番号	-	-	-	-	-	22		処理水BOD(mg/L)		○		○	○
6	設置届出書	浄化槽設置届出日(受理日)					○	23		河川、側溝、地下浸透等の放流先	○	○		○	
7		設置者住所						24		自然流下、強制移送(ポンプ)					
8		設置者電話番号	○	○				25		浄化槽工事予定業者名		○			
9		設置者氏名(法人は法人名)						26		工事予定業者登録番号					
10		設置場所の地名地番	○	○	○			27		着工予定年月日					○
11		浄化槽型式名		○				28		使用開始予定年月日					○
12		浄化槽メーカー		○				29		付近の見取り図					
13		方式名		○				30		その他特記すべき事項					
14		告示区分					○	31		行政庁記入欄					
15		認定番号						32		浄化槽使用開始届出年月日					
16		処理の対象(①単独②合併)	○	○		○	○	33		浄化槽管理者氏名(法人名)	○	○	○	○	
17	建築物用途	○	○		○	○	34	浄化槽管理者住所		○	○	○	○		

「○」行政目的行使に必要な項目

出典：環境省 H27浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル第2版

浄化槽台帳に求められる行政目的

- ① 未管理浄化槽に対する指導
- ② 苦情や問合せに対する対応
- ③ 法定検査受検促進と不適正浄化槽への改善指導
- ④ 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換促進
- ⑤ 関係官公庁へ提出する統計情報の整理

NO	項目	各管理項目	行政目的					NO	項目	各管理項目	行政目的				
			①	②	③	④	⑤				①	②	③	④	⑤
35	報告 使用開始の	使用開始年月日					○	52	検査結果	(11条検査不適正の場合)その原因	○	○	○	○	○
36		浄化槽技術管理者名		○				53		法第11条BOD		○		○	○
37	廃止届出書	浄化槽使用廃止届出年月日						54	その他	文書番号 ※設置届を紙ベースで残す場合					
38		廃止年月日	○				○	55		指定検査機関コード(複数機関がある県)					
39		廃止の理由					○	56		保健所コード					○
40	届出等	浄化槽管理者変更報告日						57	市町村コード					○	
41		浄化槽変更届出年月日						58	下水道区域	○	○	○	○	○	
42		技術管理者変更年月日						59	高度処理水質(T-N,T-P)	○	○			○	
43	検査結果	法第7条検査日		○	○		○	60	個人設置と市町村設置の区分		○	○		○	
44		浄化槽工事業者名		○				61	補助対象と対象外の区分					○	
45		法第7条検査結果	○	○	○		○	62	浄化槽の状況	○	○	○	○	○	
46		(7条検査不適正の場合)その原因	○	○	○	○	○	63	届出種別					○	
47		法第7条BOD		○		○	○	64	行政処分等の年月日		○	○	○	○	
48		法第11条検査日		○	○		○	65	行政処分等の根拠		○	○	○	○	
49		保守点検業者名		○	○			66	立入目的		○	○		○	
50		清掃業者名		○				67	立入年月日		○	○		○	
51	法第11条検査結果	○	○	○	○	○	68	苦情・改善・指導		○	○	○	○		

浄化槽台帳に求められる行政目的

- ① 未管理浄化槽に対する指導
- ② 苦情や問合せに対する対応
- ③ 法定検査受検促進と不適正浄化槽への改善指導
- ④ 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換促進
- ⑤ 関係官公庁へ提出する統計情報の整理

NO	項目	各管理項目	行政目的					NO	項目	各管理項目	行政目的						
			①	②	③	④	⑤				①	②	③	④	⑤		
69		最終汚泥引出し年月日															
70		処分(撤去)の方法(廃止の場合)	○	○			○										
71		休止年月日	○	○													
72		使用再開年月日	○														
73		工事記録(工事仕様)		○													
74		建築物名称	○	○													
75		使用人数		○			○										
76	その他	使用者氏名		○													
77		使用者住所		○													
78		使用者電話番号		○													
79		水道使用量		○	○												
80		保守点検年月日	○	○													
81		保守点検記録票		○													
82		清掃年月日	○	○	○												
83		清掃記録票		○	○												
84		清掃汚泥量															

協議会の制度

協議会の設置(第54条)

現状・課題

- 現在、全国的に様々な形態で行政と検査機関と浄化槽協会等の関係者で構成される会合を設置されている
- 単独浄化槽の転換を含めた浄化槽の施設整備、浄化槽台帳の整備及び運営、浄化槽ユーザーの浄化槽の適切な管理の実施とその支援等について、関係者の議論による連携や地域の実情に応じた取り組みを実施



改正法

- 地方公共団体が、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる規定を追加(第54条第1項)
- 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない旨を規定(第54条第2項)
- 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める旨を規定(第54条第3項)

検討事項

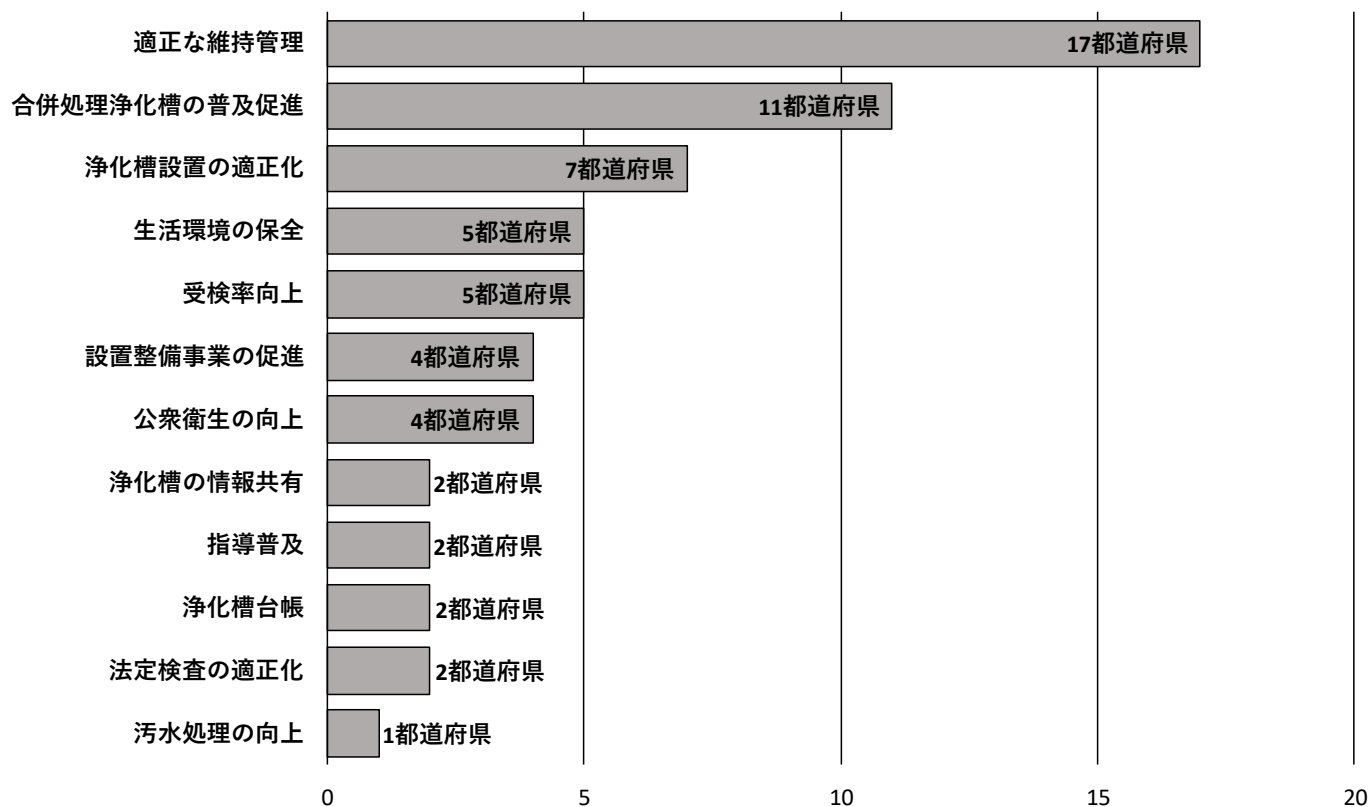
- 協議会の設置要綱(案)の例示において記載すべき事項
 - ・ 目的(浄化槽の整備促進、適正な維持管理の促進 等各協議会において検討)
 - ・ 業務
(一例として: 浄化槽管理者への支援(維持管理費用の支援、一括契約の推進等)、公共浄化槽の設置、浄化槽台帳の作成、その他目的を達成するために必要な事業 等各協議会において検討)
 - ・ 構成員
(一例として: 都道府県、市町村、浄化槽管理者、指定検査機関、浄化槽工事業者、浄化槽清掃業者、保守点検業者 等各協議会において業務に応じた適切な構成員を検討)
 - ・ その他の協議会の目的を達成するために必要な業務に関すること。等
- 地域の実情にあった、目的の設定、構成員の設定を行うよう促すことが必要

【参考】協議会（自治体アンケート）

Q 1 都道府県内において、複数の浄化槽関係団体（地方公共団体含む）により設立した協議会等の組織があるか？

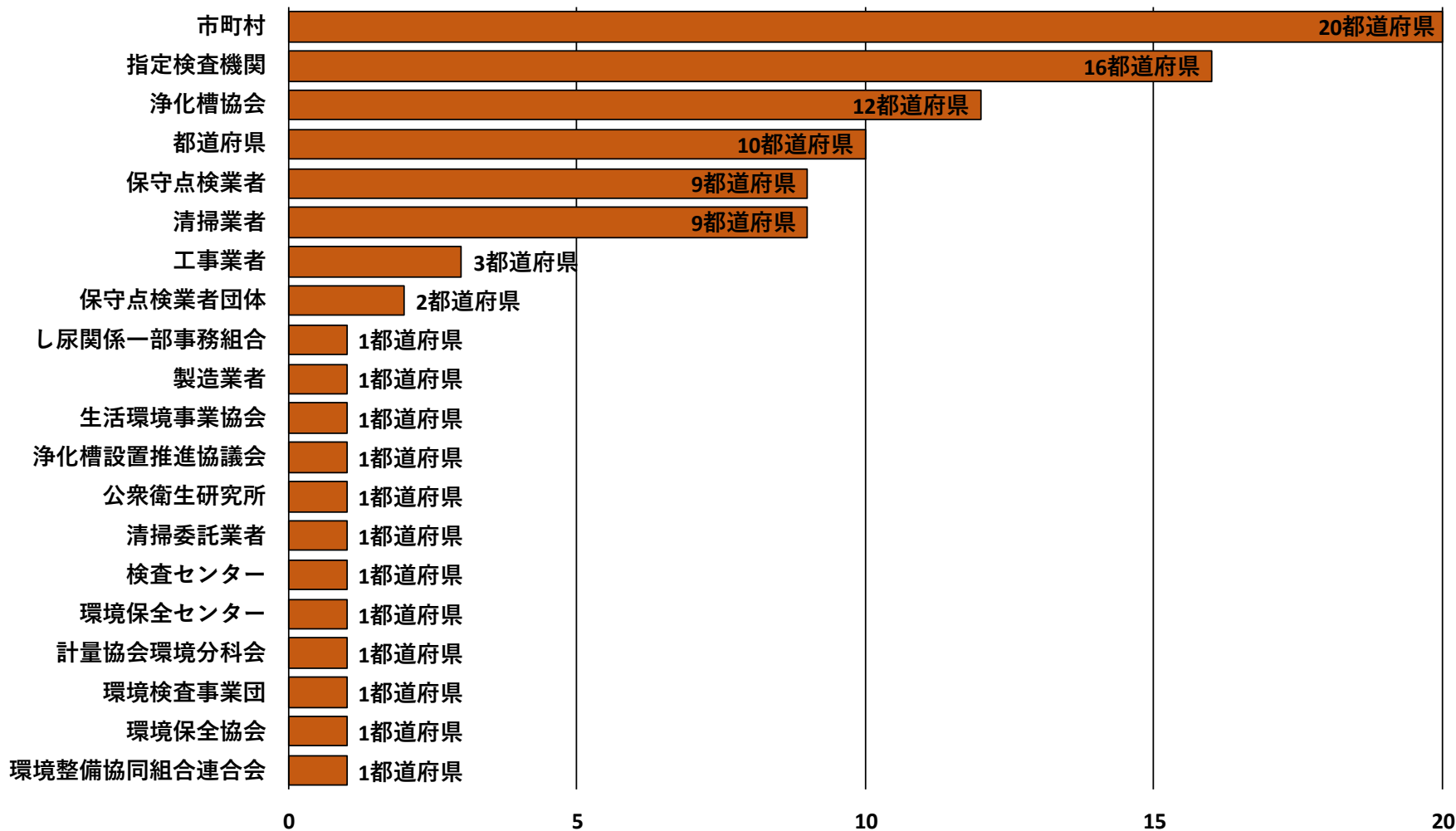
ある	26
ない	21

Q 2 Q 1で「ある」を選択した都道府県が対象協議会を設立した目的はなにか？
※各都道府県複数回答



【参考】協議会（自治体アンケート）

Q3 Q1で「ある」を選択した都道府県が対象
協議会はどのような関係団体機関で組織されているか？ ※各都道府県複数回答



浄化槽管理士に対する研修の機会の確保の制度

浄化槽管理士に対する研修の機会の確保(第48条第2項関係)

現状・課題

- 浄化槽の保守点検の業務は、都道府県は、条例によって浄化槽保守点検業者の登録制度を設けることができるとしている(第48条)

<条例で定める事項>

- ・登録要件、登録の取り消し等登録制度を制定するために必要な事項
- ・5年以内の登録の有効期間に関する事項
- ・備えるべき器具に関する事項
- ・浄化槽管理士の設置に関する事項
- ・浄化槽清掃業者との連携に関する事項
- ・保守点検業務を行おうとする区域を記載した書面の提出等に関する事項

- 浄化槽については、近年の社会的な要請や利用者のニーズから処理性能の向上、コンパクト化に伴う技術の高度化が進み、維持管理についても新たな知識や実務上の技術の習得が必要



改正法

- 保守点検業の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を追加(第48条第2項第3号)

改正浄化槽法の施行が来年4月1日になる見通しなことから、都道府県において、研修体制の確保を行ったうえで、**今年度中に条例改正を行う必要がある。**

⇒浄化槽法第48条に係る浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度の準則について(通知)の見直しを検討

検討事項

- 登録の際に求める研修事項及び頻度の基本的な考え方
- 講習会の実施体制が確保されていない都道府県等の体制(都道府県単位若しくは広域的)の構築に対する支援のあり方
- 条例で定めるべき基本的事項に関する例示

浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する論点

論点

登録の際に求める研修体制の基本的な考え方について

<研修体制がある都道府県>

- 既存体制の活用でよいか

<研修体制がない都道府県>

- 都道府県は地元の浄化槽協会や検査機関等受け皿となる可能性のある関係団体と協議して地域内の研修体制をまずは検討すべきではないか
- これらの検討状況を把握したうえで、全国浄化槽団体連合会と日本環境整備教育センターが連携して、検討状況に応じて当該都道府県若しくは近隣都道府県（地域ブロック単位）と合わせた地域を対象とした研修体制を構築することができるように都道府県に協力すべきではないか

論点

登録の際に求める研修事項と頻度の基本的な考え方について

<研修事項>

- 法の趣旨から最近の浄化槽を巡る動向や近年の浄化槽技術等を中心に研修内容としてはどうか

<取組事例>

- ・ 最近の浄化槽を巡る行政の動向（法改正・予算・地域の課題含む）
- ・ 浄化槽（小型・中大型）の構造と機能
- ・ 浄化槽の保守点検と清掃（法定検査の指摘事項含む）
- ・ 安全衛生対策

<研修頻度>

- ・ 登録の要件にする場合
- ・ 登録した方が研修を受けることを義務づける場合

それぞれ、登録の有効期間内に受講することとしてはどうか

【参考】浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度(自治体アンケート)

Q1 保守点検業者に対し、研修の機会の確保（定期的な講習会等の受講）を条例で定めているか？

定めている	3
定めていない	44

Q2 Q1で定めている都道府県が対象講習会について、どのような機関において実施しているか？ ※各都道府県複数回答

指定検査機関	2
日本環境整備教育センター	2

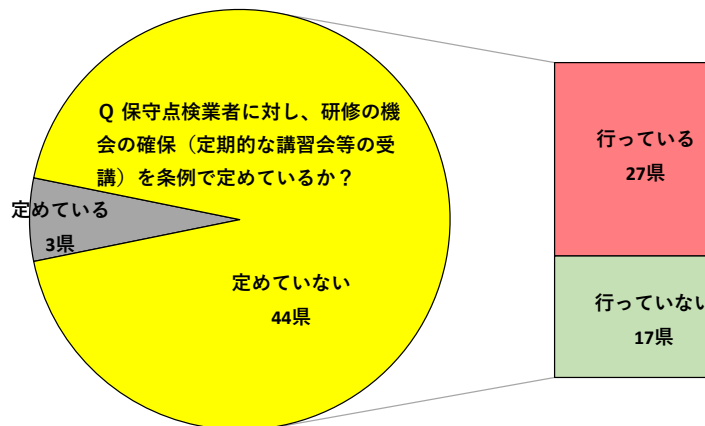
Q3 Q2で定めている都道府県が対象講習の内容について、どのような事項を実施しているか？

茨城県	浄化槽行政、浄化槽の法定検査、浄化槽の維持管理、最近の性能評価型浄化槽の動向
兵庫県	浄化槽行政概論、保守点検の留意点（種類・機能・構造・衛生・安全対策）、法定検査、維持管理など
香川県	維持管理のポイント等

【参考】浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度(自治体アンケート)

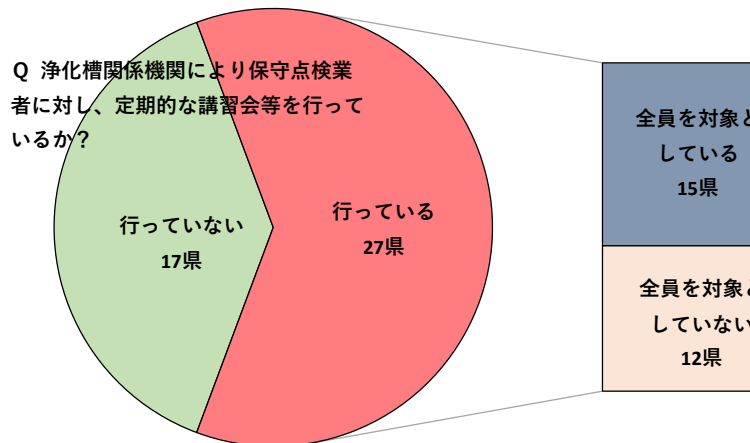
Q4 Q1で定めていない都道府県が対象
 浄化槽関係機関により保守点検業者に対し、定期的な講習会等を行っているか？

行っている	27
行っていない	17



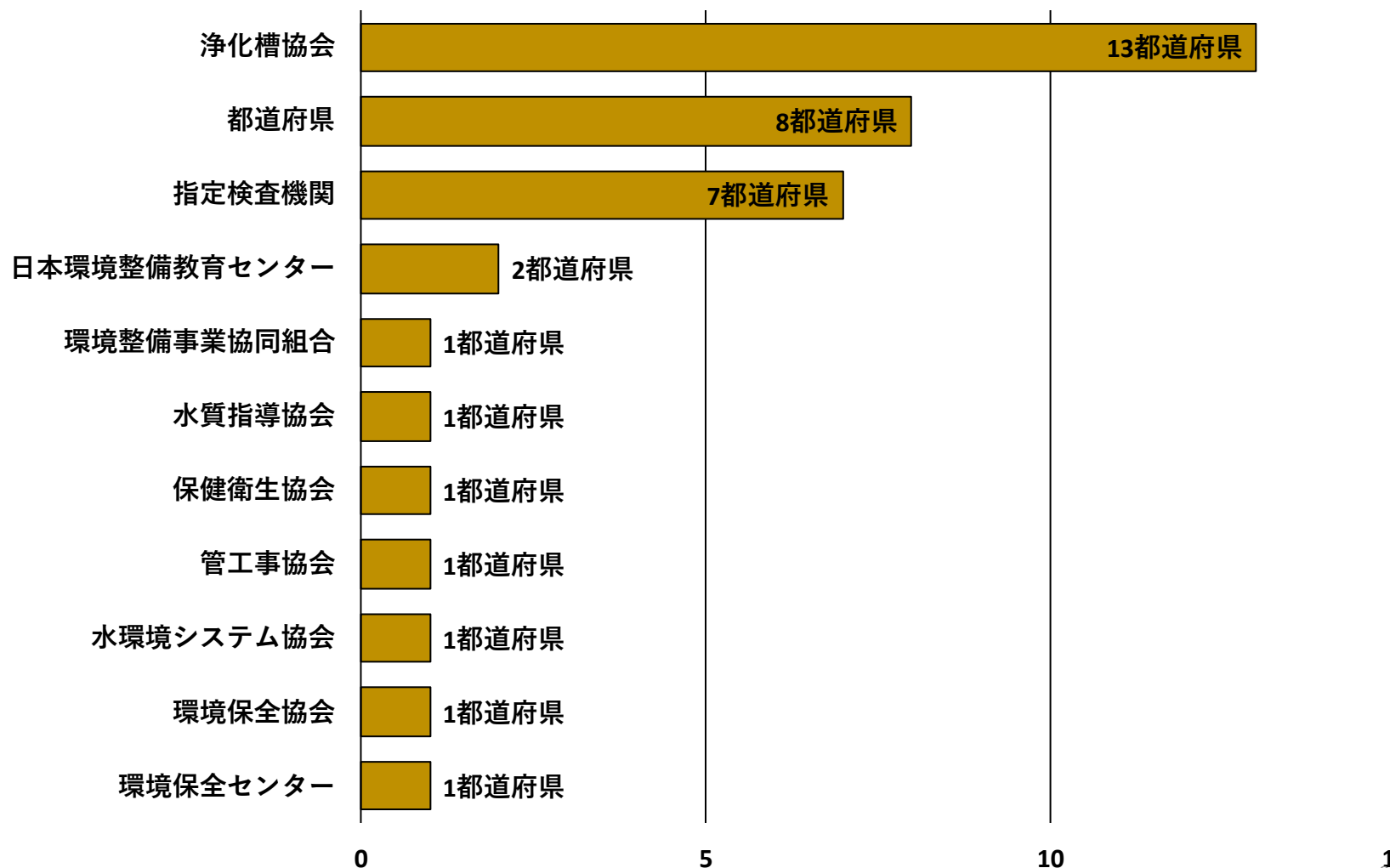
Q5 Q4で行っている都道府県が対象
 講習会の受講対象者は、保守点検業に登録している浄化槽管理士の有資格者全員を対象としているか？

全員を対象としている	15
全員を対象としていない	12



【参考】浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度(自治体アンケート)

Q6 Q4で行っている都道府県が対象
講習会について、どのような機関において実施しているか? ※各都道府県複数回答



【参考】浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度(自治体アンケート)

Q7 Q4で行っている都道府県が対象

講習の内容について、どのような事項を実施しているか？ ※各都道府県複数回答

